

あか松森林公園指定管理者仕様書

あか松森林公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、あか松森林公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 あか松森林公園の管理に関する運営方針

- (1) 施設の設置目的に基づき、効率的な運営を行うこと。
- (2) 施設設置条例ほか、関係法令を遵守すること。
- (3) 平等な使用の確保を図ること。
- (4) 使用者の安全を確保すること。
- (5) 施設の良好な維持管理を行うこと。
- (6) 施設の管理経費の縮減に努めること。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。

3 管理物件

番号	施 設 の 概 要
1	(1) 名 称 あか松森林公園 (2) 場 所 飯豊町大字松原3535番地の1 (3) 設置目的 町民の健康増進と、いこいの場とすること。 (4) 施設概要 敷地面積 3,000㎡ 構 造 木造 平屋建 施設内容 東屋1棟、モニュメント遊具

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 施設の運営業務に関すること
あか松森林公園の設置目的の達成のために必要な事業の実施に関する業務。
- (2) 施設の利用許可に関すること
使用台帳の作成、使用状況の統計管理、報告書等の作成業務。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること
使用問い合わせ等の対応業務。
各種調査照会関係。
個人情報保護についての徹底。
施設の清掃、ごみ拾い業務。
草刈り、除草業務。
施設見回り業務。
芝刈り業務。

6 指定管理料の支払い

飯豊町は施設の運営管理に必要な経費を支払う。この場合の金額、支払時期、支払い方法等の細目的事項については、協議の上、協定で定めることとする。

7 損害賠償責任

指定管理者の責に帰すべき事由により飯豊町又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

8 その他

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は飯豊町と協議の上、決定するものとする。